

# 首都圏営業拠点 「三重テラス」

## 取扱商品出品に関する Q&A

### 三 重 県

(平成 25 年 6 月 19 日)

(令和 6 年 7 月一部改訂)

皆様方からお問い合わせや質問なども随時反映させていただく予定です。最新の情報は、県産品振興課のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/EIGYO/HP/p0011600010.htm>

## 目 次

Q 1. 首都圏営業拠点の概要を教えてください。	4
Q 2. 県は「首都圏営業拠点」と言っているが、いわゆるアンテナショップとは違うのか。	4
Q 3. 首都圏営業拠点の立地する日本橋地区の客層はどうなっているのか。	4
Q 4. 県産品（対象商品）の定義は何か。	4
Q 5. 県産品であれば、県外の事業者であっても申込みは可能か。	5
Q 6. どれくらいの商品（アイテム数）を扱う予定か。	5
Q 7. 首都圏営業拠点で取り扱わない（できない）商品のジャンルはあるのか。	5
Q 8. 商品選定等のスケジュールはどうなっているのか。	5
Q 9. 申込書の提出方法は、電子メールやファックスでもよいか。	6
Q10. 選定会議はどのように運営するのか。	6
Q11. 選定会議の結果について連絡はあるのか。	6
Q12. 取引条件はどうなっているのか。	6
Q13. 納品や物流はどのような方法が可能か。	6
Q14. テストマーケティングは可能か。	7
Q15. 対面販売は可能か。	7
Q16. JANコードについて教えてください。	7

Q17. JANコードは、どのようにすれば取得できるのか。	7
Q18. PL保険について教えてください。	7
Q19. PL保険に必ず加入しなければなりませんか。	8
Q20. 食品表示についての相談窓口はどこですか。	8

## 用語について

このQ & Aで使用する略語の正式名称は次のとおりです。

**出品要領**：「首都圏営業拠点における取扱商品の出品要領」のことです。

**手引き**：「取扱商品の出品要領の手引き」のことです。

**選定会議**：「商品選定会議」のことです。

**運営総括監**：「首都圏営業拠点運営総括監」のことです。

**申込書**：「商品取扱申込書」のことです。

### Q 1. 首都圏営業拠点の概要を教えてください。

首都圏営業拠点の設置は三重県ですが、ショップ・レストランの運営等は株式会社伊勢福に、全体調整やコミュニティスペースの運営等は日本旅行・アインズ・いざな味三重テラス運営共同事業体に委託しています。

1階は、物販と飲食の機能を有し、2階は、コワーキング機能のほか、セミナーやイベントなどが開催できるコミュニティスペースを有します。

### Q 2. 県は「首都圏営業拠点」と言っているが、いわゆるアンテナショップとは違うのか。

首都圏における「三重の魅力の情報発信拠点」であり、コアな三重ファンの拡大の場、更には、三重への誘客を図ることを目的とした「営業拠点」です。首都圏の三重ゆかりの店舗や企業とのネットワークを活用して、戦略的かつ多面的な情報発信に取り組み、誘客の増加や販路拡大の仕組みの構築を目指していくことが特徴です。

### Q 3. 首都圏営業拠点の立地する日本橋地区の客層はどうなっているのか。

令和5年度に県が委託した事業者のアンケート調査によると、三重テラスの利用率は男性 32.8%、女性が 66.8%と女性の割合が高くなっています。また、年齢構成は 50 歳代が 31.8%、次いで 40 歳代が 20.5%、60 歳代が 15.2%の順となっています。

### Q 4. 県産品（対象商品）の定義は何か。

出品要領または手引きの「3 対象商品」に記載のとおりです。

対象商品の要件を表にすると次のとおりとなります

	県内事業者が 製造・加工	県外事業者が製造・加工	
		商品の販売が 県内事業者	商品の販売が 県外事業者
主要な原材料が県内産	○ ア)	○ イ)	×
主要な原材料が県外産	○ ウ)	○ ウ)	×

**Q 5. 県産品であれば、県外の事業者であっても申込みは可能か。**

出品要領「4 申込資格」では、「三重県内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体とする。」と規定しており、原則として、県外事業者は申込みできないことになっています。

**Q 6 どれくらいの商品（アイテム数）を扱う予定か。**

現在ショップでは、約 1,300 アイテムほどを取り扱っております。

**Q 7. 首都圏営業拠点で取り扱わない（できない）商品のジャンルはあるのか。**

食品を扱うので、衛生上、同一の場所で取り扱うことが好ましくない商品（例：動物など）は取り扱いすることができません。その他、施設、設備の制約等から取り扱えない場合があります。

また、販売免許や営業許可等を得ていない分野の商品は取り扱いできませんが、詳しくはショップ運営事業者にお問い合わせください。

（株式会社伊勢福 電話 0596-23-8811）

**Q 8. 商品選定等のスケジュールはどうなっているのか。**

商品取扱申込書は随時、受付をしています。商品選定会議は申込状況を勘案しながら適宜開催していますので、詳細な日程についてはお問い合わせください。選定会議を経て、商談の整ったものから契約となります。商談以降の手続きやスケジュールなどは、運営事業者からの連絡に従ってください。

**Q9. 申込書の提出方法は、電子メールやファックスでもよいか。**

「商品取扱申込書」と「同意書」、企業及び商品のパンフレット等の必要書類を添えて、県産品振興課（三重県庁8階）まで郵送、電子メールもしくは持参してください。また、複数の商品を申し込む場合は、希望優先順位を記載してください。

郵送の場合は、「申込書在中」と明記のうえ次の住所に送付してください。

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

県産品振興課あて

電子メールの場合は、次のメールアドレスに送付してください。

eigyo@pref.mie.lg.jp

なお、提出のあった書類は返却しませんので、ご了承ください。

**Q10. 選定会議はどのように運営するのか。**

選定会議は、県とショップ運営事業者で構成し、必要に応じて外部有識者の意見を聴取して選定することになっています。

**Q11. 選定会議の結果について連絡はあるのか。**

選定会議の結果については、電子メール、電話等の方法によりお知らせします。

ただし申込みが多数の場合は、連絡が遅れることがあるかもしれませんのでご容赦願います。

**Q12. 取引条件はどうなっているのか。**

仕入れ方法や取引価格、取扱時期など取引の諸条件については、ショップ運営事業者と出品者間の協議により決定してください。なお、原則として、商品の取扱期間は3か月とし、決済については、月末締め翌月末支払いとします。

取引条件が整わない場合は、当該商品を取り扱わないものとします。なお、これらの協議について三重県は関与しません。

**Q13. 納品や物流はどのような方法が可能か。**

納品方法、物流等についても、ショップ運営事業者と出品者間の協議により決定してください。

**Q14. テストマーケティングは可能か。**

テストマーケティングを希望する場合は、商品取扱申込書の「テストマーケティング」欄を記入して提出してください。

また、商品選定後に改めてテストマーケティングを希望する場合は、「テストマーケティング・対面販売申込書」を提出してください。

期間や取扱条件など、テストマーケティングに関する諸条件については、商談により決定します。

期間終了後、運営事業者より、売上や顧客評価等をフィードバックし、その後の取扱については改めて商談で決定します。

**Q15. 対面販売は可能か。**

対面販売を希望する場合は、商品取扱申込書の「対面販売」欄を記入して提出してください。

また、商品選定後に改めて対面販売を希望する場合は、「テストマーケティング・対面販売申込書」を提出してください。

時期や期間など、対面販売に関する諸条件については、商談により決定します。

**Q16. JANコードについて教えてください。**

現在、多くの商品に印刷されているバーコードは JAN コードと言われるものです。バーコードスキャナにてスキャンすると、8桁あるいは13桁の数字列になります。

POSレジ等で商品（販売）管理を行うことが多いため、取得する事業者が増えています

**Q17. JANコードは、どのようにすれば取得できるのか。**

一般財団法人流通システム開発センターに申請する必要があります。詳細については、お近くの商工会議所、商工会へご相談ください。なお、取得費用は、事業規模により異なりますが、例えば年商1億円未満の製造業の場合、27,500円（初期申請料：11,000円、登録管理費：16,500円／3年払い）となっています。（令和6年7月1日現在）

**Q18. PL保険について教えてください。**

PL保険とは、生産物賠償責任保険のことで、第三者に引き渡した物や製品、業務の結果に起因して賠償責任を負担した場合の損害をカバーする賠償責任保険です。

魚や野菜を加工せずそのまま販売している場合は対象外となりますが、カ

ット野菜や魚の切り身などは加工しているので、対象となります。

損害保険会社のほか、商工会議所や商工会、三重県中小企業団体中央会でも加入できますので、お問い合わせください。

**Q19. PL保険に必ず加入しなければなりませんか。**

原則としてPL保険の加入は、首都圏営業拠点に商品を出品する場合の条件となっています。PL保険ではなく、同種の事故が発生した場合に賠償することができる保険等に加入されている場合は、ご相談ください。

なお、県の委託により制作された広報物は対象外となります。

**Q20. 食品表示についての相談窓口は、どこですか。**

三重県では、各保健所衛生指導課に食品表示相談窓口を設け、ご相談に応じていますので、ご利用ください。

詳しくは、ホームページ「[三重県食の安全・安心ひろば](#)」でご確認ください。